

6 教 参 学 第 3 3 号

令和 6 年 1 0 月 1 8 日

各都道府県・指定都市学校安全主管課長
各 都 道 府 県 私 立 学 校 主 管 課 長 殿
附属学校を置く各国立大学法人担当課長

文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課長
中園 和貴

幼稚園等における事故等発生時の報告の徹底等について

日頃より幼稚園等（注1）における事故防止や事故発生時の対応等に御尽力いただきありがとうございます。

このうち、重大事故（注2）発生時には、「教育・保育施設等における事故の報告等について（こ成安第36号・5教参学第39号）」に基づいて都道府県等を経由して国へ報告することについて御協力いただいているところですが、この対応に関して、特に幼稚園等について認識が必ずしも十分ではないと思われる状況が見られることから、改めて下記のとおり周知します。

いただいた報告は文部科学省で集約してこども家庭庁に報告しており、またこども家庭庁においては毎年の事故発生状況を事故報告集計及びデータベースとして整理・公表するとともに、教育・保育施設等における重大事故防止策を考える有識者会議等において専門家の意見を聞いたうえで再発防止策等をまとめて全国へフィードバックし、各施設における事故防止に資する取組を進めているところです。（参考1、2）

ついては、この趣旨を改めて御理解いただき、各自治体・国立大学法人において適切に対応いただく体制を整えていただくとともに、管下の幼稚園等へも周知いただき、遺漏なきよう対応をお願いします。

（注1：幼稚園等については、下記1（1）のとおり）

（注2：重大事故については、下記1（2）のとおり）

記

1. 重大事故が発生した場合の報告について

幼稚園等において重大事故が発生した際は、以下（1）から（6）に示すところにより、都道府県・指定都市の担当課（国立大学法人の場合は各国立大学法人における担当課）を通じて国へ報告を行うことが必要です。各担当課におかれては、管下の幼稚園等において該当する事故が発生した際には報告を受けるとともに、国への報告について御協力をお願いします。特に

幼稚園等については設置者等により自治体等の内部でも所管する部署がまたがる場合もあると思いますが、必要な連携を図っていただき、対応に遺漏のないようよろしく御取り計らい願います。

(1) 重大事故として文部科学省へ報告することが必要である施設

- ・幼稚園
 - ・幼稚園型認定こども園
 - ・特別支援学校幼稚部
- ※文部科学省への報告対象施設のみ抜粋
※国立・公立・私立いずれも対象

(2) 報告の対象となる重大事故の範囲

- ・死亡事故
- ・意識不明事故（どんな刺激にも反応しない状態に陥ったもの）
- ・治療に要する期間が 30 日以上の負傷や疾病を伴う重篤な事故

(3) 報告様式

- ・別添 1 「教育・保育施設等事故報告書.xlsx」を用いて報告すること。
- ・様式には表面シートと裏面シートがあり、第 1 報では表面シート、第 2 報では裏面シートまで記入して提出することを基本とする。（第 1 報・第 2 報の説明は（4）のとおり）
- ・裏面シートの「自治体コメント【必須】」欄は、幼稚園等を所管する自治体の担当部署において記入すること。なお国立大学法人の設置する幼稚園等の場合は、当該欄は国立大学法人の担当部署において記入すること。
- ・特に裏面シートの記載内容は大半が公表情報となるため、個人情報に記載しないように注意すること。

(4) 報告期限

- ・原則として事故発生翌日までを目安に国まで第 1 報を（3）の様式で提出すること。ただし、事故発生時の対応は、現場におけるこどもやその保護者への対応が最優先されるべきであるので、実情を踏まえ無理のない範囲で対応すること。
- ・第 1 報は、不明な項目は空欄で差し支えない。その後、第 2 報において補完して提出すること。
- ・第 2 報は、事故発生から 1 か月以内を目安に提出することとする。

(5) 報告経路 (別添2)

- ① 幼稚園 (特定教育・保育施設であるもの) 及び幼稚園型認定こども園
 - ・施設からは市区町村の担当課へ報告を行い、市町区村は都道府県の担当課へ報告すること。
 - ・そのうえで都道府県は国へ報告を行うこと。
- ② 幼稚園 (特定教育・保育施設ではないもの)
 - ・施設から (実態に合わせて市区町村を経由し) 都道府県・指定都市の担当課 (国立大学法人の場合は国立大学法人の担当課) へ報告を行い、各担当課は国へ報告を行うこと。
- ③ 特別支援学校幼稚部
 - ・施設からその設置者に報告を行う。設置者が都道府県・指定都市・国立大学法人ではない場合は、当該設置者は都道府県・指定都市へ報告を行う。
 - ・都道府県・指定都市・国立大学法人の担当課は国へ報告を行うこと。

(6) 国の報告先

- ・幼稚園及び幼稚園型認定こども園
 - 文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課安全教育推進室
 - MAIL : anzen@mext.go.jp
 - TEL : 03-6734-2966
 - 文部科学省初等中等教育局幼児教育課
 - MAIL : youji@mext.go.jp
 - 消費者庁消費者安全課
 - MAIL : i.syouhisya.anzen@caa.go.jp
 - TEL : 03-3507-9201

- ・特別支援学校幼稚部
 - 文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課安全教育推進室
 - MAIL : anzen@mext.go.jp
 - TEL : 03-6734-2966
 - 文部科学省初等中等教育局特別支援教育課
 - MAIL : toku-sidou@mext.go.jp
 - 消費者庁消費者安全課
 - MAIL : i.syouhisya.anzen@caa.go.jp
 - TEL : 03-3507-9201

2. 事故の未然防止及び事故発生時の適切な対応について

日々の教育においては、幼児児童等の主体的な活動を尊重し支援する必要がある、そうした中で怪我が一切発生しないことは現実的には考えづらいものです。一方で、日頃からの事故の未然防止に努めることや、万が一事故が発生した際にも、死亡や重篤な事故とならないよう、事故後の適切な対応を行うことが重要です。

国においては、こうした考えに立って以下のガイドライン等を公表しております。

各施設や設置者等においてはこれらを参考にいただき、各施設等の実情を踏まえつつ、幼児児童等が安全に安心して学べる環境整備に努めていただくよう、既存の対応の見直しも含めて、継続的かつ実効的な取組を改めてお願いします。

(1) 教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン

(平成28年3月 内閣府・文部科学省・厚生労働省)

教育・保育施設等において、特に重大事故が発生しやすい場面ごとの注意事項や、事故が発生した場合の具体的な対応方法等について、各施設・事業者、地方自治体における事故発生防止等や事故発生時の対応の参考としてまとめたもの。「施設・事業者向け」、「自治体向け」、「発生時対応」の3つから構成。

<https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/effort/guideline>

※本ガイドラインは子ども・子育て支援新制度における「施設型給付」を受ける幼稚園等を念頭に作成されたものであるが、就学前段階のこどもたちに関して共通する内容であるから基本的には本ガイドラインを踏まえて適切な対応が行われるようにすること。

(2) 学校事故対応に関する指針 (令和6年3月改訂 文部科学省)

学校及び学校の設置者が、学校における事故の未然防止、事故・事件が発生した際の応急手当等の対応、事故の発生原因の究明や安全対策の検証、被害児童生徒等の保護者への支援、再発防止等の適切な対応に取り組む参考としてまとめたもの。

幼稚園等においては基本的に(1)のガイドラインを参考にいただき、それによりがたい部分等については(2)の指針を参考とすること。

<https://anzenyouiku.mext.go.jp/guideline-jikotaiou/index.html>

< 本件担当 >

文部科学省総合教育政策局

男女共同参画共生社会学習・安全課 安全教育推進室

電話：03-6734-2966 E-Mail：anzen@mext.go.jp